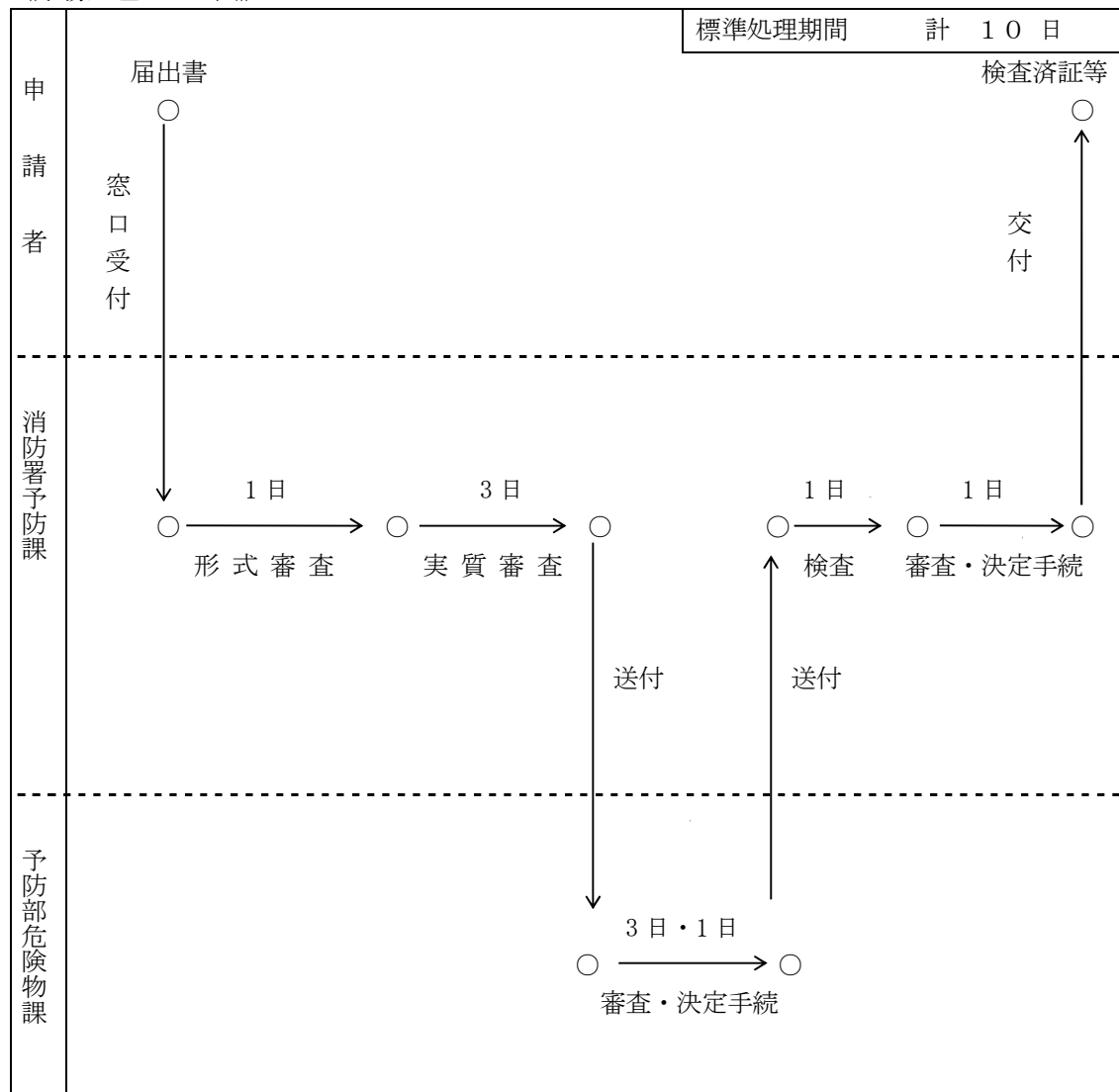


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部危険物課保安規制係 電話 3212-2111

事務名 非常通報設備の設置の届出（本庁決定案件）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	届出書の内容について法令の規定及び危険物施設の審査基準に適合しているかどうかを審査します。
3	送付	届出書及び審査書を予防部危険物課へ送付します。
4	審査・決定手続	届出内容の審査結果に基づく指導事項について決定します。
5	送付	届出書及び審査書を消防署へ送付します。
6	検査	届出の内容どおりで、コンビナート省令の規定に適合しているかどうかを検査します。
7	審査・決定手続	届出内容の審査結果に基づく指導事項について決定します。
8	交付	検査済証又は不適合通知書を交付します。